

I. 会社の概要

2020年3月31日現在

会社名	日立キャピタル損害保険株式会社	ホームページ	https://www.hitachi-ins.co.jp
本社所在地	東京都千代田区九段北 1-8-10 住友不動産九段ビル		
お問い合わせ・ご相談窓口	<p>【一般のご相談】 0120-777-970（午前9時～午後5時※土日祝日および年末年始を除く）</p> <p>【事故のご連絡】 LTDにご加入のお客様 0120-777-970（午前9時～午後5時※土日祝日および年末年始を除く） 火災（地震）保険にご加入のお客様 0120-777-640（24時間365日）</p>		
国内営業拠点数	1	国内損害サービス拠点数	1
従業員数	90名	国内代理店数	171店
沿革	<p>1994年 6月 ユナム・コーポレーション（本社：米国メイン州）の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立</p> <p>7月 損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」（GLTD）等の商品認可を取得し創業</p> <p>2004年 1月 発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社が取得し日立キャピタルグループの一員となる</p> <p>4月 社名を日立キャピタル損害保険株式会社に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインナップに追加し発売</p> <p>日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）に対し保有株式の一部（35%）を譲渡</p> <p>9月 スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付「A-」を取得</p> <p>2007年 1月 取引信用保険の商品認可を取得</p> <p>12月 取引信用保険の引受を開始</p> <p>2008年 1月 財務基盤の強化を目的とした増資を実施、資本金51億5,250万円となる</p> <p>3月 事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる</p> <p>12月 「保証機関型信用保険」、「費用・利益保険（残価補償保険）」の商品認可を取得</p> <p>2010年10月 職種別であった「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）の料率を一本化した「リビングエール」を発売</p> <p>2013年 4月 約定履行費用保険の商品認可を取得</p> <p>2016年 5月 日本格付研究所より、保険金支払能力格付「AA-」を取得</p> <p>2018年 7月 企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売</p> <p>2019年 7月 GLTD「介護休業補償特約」を開発発売</p>		
経営理念	<p>【経営理念】</p> <p>日立キャピタル損害保険は「社会とお客様から求められる価値の創造を通して、より豊かな社会づくりに貢献する」ために、以下の経営理念を掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続的成長 信用を第一として、質の高い経営に裏打ちされた持続的成長を果たします。 2. 人間尊重 自律した個人として研鑽を積み、互いに敬意を持って接することで組織としての力を高めるよう努めます。 3. 企業倫理の実践 自ら進んで法と倫理に則って行動し、健全な社会の発展に寄与します。 		
経営ビジョン	<p>【経営ビジョン】</p> <p>今日の安心、明日も安心、ずっと安心 変わり続ける世界で、変わらない安心を届けたい</p> <p>日立キャピタル損害保険は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. どんな時も誠実に、お客様と一緒に歩み続け、かけがえのない信頼関係を築いていきます。 2. お客様のリスクに真摯に向き合い、お客様を不安から守る盾になります。 3. すべての人が安心して働ける社会づくりに貢献していきます。 4. チャレンジ精神を大切に、すべての従業員がやりがいと誇りをもって働ける企業であり続けます。 <p>私たちは、これからもお客様から選ばれる『オンリー^{ワン}』の保険会社であり続けます。</p>		

II. 主な経営指標等の状況

※ 以下では、各社における代表的な経営指標等に限定して掲載していますので、より全体的・詳細な情報につきましては各社のホームページをご覧ください。

また、各指標についての簡単な説明を本紙次頁以降に記載しているほか、日本損害保険協会のホームページ上で「損害保険会社のディスクロージャーかんたんガイド」(<https://www.sonpo.or.jp/report/publish/accounting/0004.html>)も用意しておりますので、併せてご覧ください。

(単位は“百万円”、ただし「正味損害率」「正味事業費率」「ソルベンシー・マージン比率」は“%”)

	2019年度	2018年度	2017年度		2019年度	2018年度	2017年度
正味収入保険料	4,884	4,534	3,841	保険引受利益	△139	521	467
(うち火災保険)	0	0	0	経常利益	△103	547	491
(うち自動車保険)	-	-	-	当期純利益	△65	382	160
(うち傷害保険)	4,091	3,740	3,212	資本金の額	6,200	6,200	6,200
正味支払保険金	1,410	984	937	総資産額	17,265	16,421	15,636
(うち火災保険)	1	1	0	純資産額	6,941	7,033	6,645
(うち自動車保険)	-	-	-	ソルベンシー・マージン比率	2527.6	2781.5	3032.0
(うち傷害保険)	1,023	858	875	責任準備金残高	4,272	3,926	3,682
正味損害率	31.7	25.0	28.2				
正味事業費率	50.2	52.9	53.8				

主な経営指標の解説

●正味収入保険料

一般の企業の売上高に相当するもので、お客様からいただいた保険料から、再保険(※1)に要した保険料等を加減したものです。

《算式》

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「支払再保険料」－「収入積立保険料(※2)」

(※1) 再保険

損害保険会社が引き受けた危険を分散するために、保険契約上の責任の一部または全てを他の損害保険会社に引き受けてもらうことです。

(※2) 収入積立保険料

積立保険において、お客様からいただいた保険料のうち、将来、お客様に返戻すべき満期返戻金等の原資に相当する部分の保険料です。

●元受正味保険料

お客様からいただいた保険料から、諸返戻金(満期返戻金を除く)を差し引いたものです。

《算式》

「元受正味保険料」＝「元受収入保険料」－「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

●正味支払保険金

お客様にお支払いした保険金と他の損害保険会社へ再保険で支払った再保険金の合計額から、再保険で回収した保険金を差し引いたものです。

《算式》

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

●元受正味保険金

お客様にお支払いした保険金から、保険契約にかかる求償(※)などによる回収金を差し引いたものです。

(※) 求償

損害保険会社がお客様に保険金をお支払いすることによって、保険金を請求する権利を損害保険会社が代わりに取得し、事故の相手に対して請求することです。

●正味損害率

損害保険会社が受け取った保険料に対し、お支払いした保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。

《算式》

$$\text{「正味損害率」} = (\text{「正味支払保険金」} + \text{「損害調査費 (※)」}) \div \text{「正味収入保険料」}$$

(※) 損害調査費

損害調査業務や保険金支払業務に付随して発生する人件費、物件費、税金などの金額です。

●正味事業費率

損害保険会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。

《算式》

$$\text{「正味事業費率」} = (\text{「保険引受にかかる営業費及び一般管理費」 (※1)} + \text{「諸手数料及び集金費 (※2)」}) \div \text{「正味収入保険料」}$$

(※1) 保険引受にかかる営業費及び一般管理費

損害保険会社の経費のうち、保険の募集・販売を行う営業部門や一般管理部門等の損害調査関係以外の業務に関する経費です。(資産運用などに要する経費を除きます。)

(※2) 諸手数料及び集金費

保険営業のために要した手数料等で、具体的には代理店手数料、保険仲立人手数料、募集費、集金費、受再保険手数料の合計金額から出再保険手数料を差し引いた金額です。

●保険引受利益

保険の引受けに関して、どのくらいの利益をあげたかを示したものです。

●経常利益

本来の事業活動により、どのくらいの利益をあげたかを示したものです。

一般の企業では、営業と営業外による収支で構成されていますが、損害保険会社の場合には、保険の引受、資産運用とその他の収支で構成されています。

●当期純利益

損害保険会社の最終的な利益を示したものです。

経常利益に、その年度の臨時・突発的な収入・支出・税金等を加減した最終的な利益です。

●ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社の保険金等の支払い能力を示す指標です。

損害保険会社が、巨大災害や保有資産の大幅な価格下落など通常の予測を超えるリスクに対し、どのくらいの支払余力を有しているかを判断するための行政監督上の指標であり、ソルベンシー・マージン比率が 200%以上であれば、その損害保険会社の保険金等の支払い能力は問題ないとされています。

この指標は損害保険会社の健全性を見る上で重要な指標の一つですが、この指標だけにとらわれず、その他の指標と併せて総合的に見る必要があります。

なお、リスク計測の厳格化等を図るため、2011 年度から、算出にかかる法令等が改正されています。

●総資産額

損害保険会社の資産規模を示したものです。

国債・株式などの有価証券、現金、預貯金、貸付金、不動産などすべての資産を合計したものです。

●純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を差し引いたものです。

●責任準備金

将来の保険金等の支払いに備えて、あらかじめ積み立てておく準備金のことです。